

## 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力基本政策小委員会（第4回）-議事要旨

日時：平成28年2月9日（火曜日）13時00分～15時00分

場所：経済産業省本館17階第1～3共用会議室

### 出席者

#### 電力基本政策小委員会委員

山内小委員長、秋元委員、石村委員、大石委員、大橋委員、大山委員、松村委員、村上委員、村松委員、四元委員、渡辺委員

#### オブザーバー

株式会社エネット 武田代表取締役社長、電気事業連合会 廣江副会長

#### 経済産業省

多田電力・ガス事業部長、吉野資源エネルギー政策統括審議官、新川電力取引監視等委員会事務局取引監視課長、畠山電力・ガス事業部政策課長、安永電力基盤整備課長、江澤電力需給・流通政策室長、小川電力市場整備室長 他

### 議題

1. 小売全面自由化に向けた事前準備の進捗状況について
2. 小売全面自由化後の適切な情報提供の在り方について
3. エネルギー供給構造高度化法について（電気事業分野）
4. 電力分野のサイバーセキュリティ対策について

### 議事概要（自由討議含む）

#### 1. 小売全面自由化に向けた事前準備の進捗状況について（資料3-1、3-2）

##### （委員等質問）

- 資料3-1について、申請事業者286件のうち169件が登録されたとのことだが、残りの事業者はなぜ登録に至らなかったのか。  
→（事務局）未登録の117件については、引き続き審査中。申請後、予定していた事業が実施出来ない等の理由で申請の取下げをした例はあるが、登録を拒否した案件はない。
- 3大都市圏以外の地方の事業者が増えているとはいえ、まだまだ少ない。今後、地方の事業者は増える見込みか。また、そのための方策はあるか。  
→（事務局）我々のほうでの具体的方策はない。ただ、地域に根ざした電気販売を予定している事業者の登録が最近増えており、申請中の事業者にも都市圏以外を拠点とする事業者が増えている。競争状況などからしても都市圏が比率的に高くなるものとは思いますが、地方の事業者も確実に増えている状況。
- 169件のうち、事業実施しない事業者はいるのか。どのくらいの割合の事業者が4月に事業を開始するのか、見通しがあれば教えていただきたい。  
→（事務局）現行の特定規模電気事業の制度では、届出事業者約800社のうち、ビジネスとして供給実績のある事業者は100社程度。ただし、これは届出制度のもとの数字である。今回登録制度に移行したことで、我々も事業内容の審査を行っている。全てが4月1日の時点で実際に事業を開始出来るかどうかは不明だが、これまでとは事業者の意気込みも異なっていると感じる。

#### (2) 小売全面自由化後の適切な情報提供の在り方について（資料4）

##### （委員等質問）

- 2ページについて、消費者に様々な情報が提供されることは基本的には良いことである。ただ、なんでもかんでも自由化にあわせて情報提供する必要があるので疑問。事業者にも負担がかかることなので、法的に根拠が整理されていることが最低限必要。消費者保護の観点から述べているが、その観点から必要な項目は1. だけではないか。2. は消費者保護の観点からは離れてしまっているし、3. は必要であるとは言えない。これらの項目をガイドラインで情報提供が望ましいと位置づけるのは乱暴。情報提供の法的根拠を教えてください。

→（事務局）1.2. は電力の小売営業に関する指針で規定している。その根拠は電気事業法となる。電気事業法の目的に電気の利用者の利益の保護と電気事業の健全な発達がある。1. についてはまさに利用者の利益の保護につながる。また2. については間接的ではあるものの、多様な事業者の選択の促進を通じて電気事業の健全な発達につながると言える。電力の小売営業に関する指針は、法律上の説明義務について省令で定めているものをより具体化したものになる。

- 消費者保護という観点がひっかかる。値段が分かる情報だけが消費者保護ではない。新料金メニューにはたくさん使うほど得になるというものが多いが、それでよいのか。高度化法にも関連するが、これから国を挙げて温暖化対策等を考えていく中で、「安く、たくさん使えて嬉しい」で本当によいのか。今後、消費者が選択をすることで社会や国を変えていくことを考えると、3. の情報も必要となる。使っている電気の中身がどのようなものか、その背景に何があるか、国民が知り学んでいく必要がある。消費者が知る権利として是非情報提供してほしい。

→（事務局）使えば使うほど安くなるプランということだが、実際は、資料3-1の6ページに記載している3段階料金の体系と同様である。たくさん使うほど値引率が高くなるように見えるものの、基本的には使用量が多くなるほど単価が高くなるスキームである。海外では使えば使うほど安くなるプランというのはたくさん出てきているが、国内は経過措置料金を残していることから、これまでの3段階料金のスキームを残した料金体系が多く残っている状況。

#### （委員等意見）

- 消費者の保護という観点から考えたとき情報過多だとかえって自由な選択を妨げることになる。2ページの3. は事業者毎に差異のない情報ということで、これらを情報提供することが消費者の選択促進に有効かは疑問がある。一方で、消費者の知る権利は守るべき。それを保護するために、例えば、リンクを貼るなりして政府の該当HPに誘導する等、一定の情報提供に関して消費者にとってわかりやすい現実的なアプローチをとったほうがよい。
- 2ページの3. について、事業者がコントロールできない項目は選択促進にはつながらないため、個別の提供まで求める必要はないのではないか。ただし、消費税等相当額については、会計処理上必要となる場合があるため不要とは言えないと考える。また、その他項目についても、どこにも開示しないというのはいただけない。検針票に記載する必要はないと思うが、再エネ賦課金や使用済燃料再処理等既発電費相当額等について、電気代の一部として支払っていることを国民一人一人が知る必要はある。
- 提供される情報には信頼性が担保されていないといけな。その点はどうか担保するか。また、他の事業者からの提供なしでは得られない情報について虚偽等があった場合、小売電気事業者のみに責任を負わせるのか。外部の事業者を使うときの信頼性担保の仕方についても整備する必要がある。
- 2ページの3. については、情報提供を義務としていないだけで、情報提供を妨げている訳ではない。すべて義務としてしまうと事業者も対応が厳しいので、事業者ごとに経営の中での判断としてよいのではないかと。
- 消費者の権利について、消費者の選択で重要になることと、選択とは関係ないけれど重要になることとは区別して考える必要がある。2ページの2. は事業者によって違うので関心を持つべきだし持つべき項目である。3. は全社共通の話で、自由化の下に事業者を選択するうえで必要とはならない情報である。  
例えば、再エネ賦課金にこれだけのコストを払っていることを国民に認識してもらうために請求書への記載を義務づけるというのは、国の政策ではあるかもしれないが、自由化の制度設計のもとで、事業者に強制されることではない。電源開発促進税相当額等についても然り。リンク等をお知らせすることで確認可能な項目について、消費者の知る権利の侵害を理由に請求書への記載を強制するのは行き過ぎ。

### 3. エネルギー供給構造高度化法について（電気事業分野）（資料5）

#### （委員等質問）

- 非化石電源導入44%の達成にあたって、判断基準に、共同達成は妨げない、自主性を尊重する等とあるが、本日、新電力各社が参加して自主規制組織（協議会）を立ち上げたとの報道があった。そのような組織全体で44%の目標を達成できれば問題ないと考えているのか。また、事業者の自主性を尊重するということは、今回の協議会の立ち上げのようなことを期待していたのか。  
→（事務局）このような組織の設立は期待していた。環境大臣からも経済産業大臣からも、枠組みを具体化するように求めてきていたもので、これに添った形で作られた野心的な取組みであると評価している。その上で、枠組みに入りさえすれば良いというものではなく、国としては枠組みに参加した上で、各事業者が実際にどのような取組をするのかをフォローしていく。
- 小売電気事業者の多くは発電設備を持っておらず、原子力はもちろん持っていない。そのような事業者が目標達成するためには、非化石電源を調達する形を取らざるを得ないかと考えるがそのような理解でよろしいか。具体的には、原子力の一定量について卸取所からの購入を義務づけるということ等を考えているのか。  
→（事務局）ご指摘のとおり、小売事業者によっては、原子力発電を利用できなければ目標達成が難しい者もいる。このために、国としては、再エネも含め非化石電源の調達に資する市場環境整備を、国の検討課題として明記している。ただし、既存電力会社の電源を市場で調達可能とするためには、別途、競争政策上の観点や、原子力政策の観点から検討が行われており、その帰趨も踏まえる必要がある。したがって、本日の事務局提案を持って原子力の電気の利用の在り方について具体的な方向性を提案したものではない。
- 現在、原子力発電がほとんど稼働していない状況で、2030年に比率20～22%を実現するためには、取引環境整備が必須となる。その際、例えば、現一般電気事業者がコストをかけて稼働させた原子力を卸取所に出すことを義務化させると、事業者のモチベーションが低下するのではないかと懸念している。案にあるとおり、自主性尊重、共同達成も可能としたうえで、全体として44%以上を実現するという政策・指導を進めたほうがよいのではないかと。  
→（事務局）目標ありきで強制的に比率を遵守させるのか、自主的取組を尊重するのかという時に、今回は後者を考えている。ご指摘のような点は配慮し、自由化の中で、事業者には投資や競争へのモチベーションが低下することのないよう考慮しつつ進めていく。
- 44%で、再エネが22～24%のうち、太陽光が10%を超えてきそうとのこと。現状は太陽光が2%なので問題ないが、10%となったときにはそれをバックアップするための火力が必要になってくるのではないかと。太陽光に対するバックアップを送配電事業者を持たせることも考

えないと44%の達成は難しいと思う。

→（事務局）送配電事業者が需給調整余力をどう確保するかは重要な課題。今後政策を考えていかなければならない。今後またどこかのタイミングで、この場等で議論いただく必要があると考えている。これは今回の議題と無関係ではなく、再エネが増えてきてバックアップとしての火力が増えると調整力の高い電源が増えるということになる。今後、発送電が分離となったとき、一つの電源を、ネットワークの需給調整にも使われ、小売への供給力としても使うということになると、需給調整に使いやすい電源かどうかということは、全体の安定供給の観点から非常に重要であり、再エネの導入拡大を踏まえ、小売電気事業者にとっても調達の際の指標とするご提案を今回している。

- この問題は電力自由化とCO2排出削減という、両立しにくいもの同士をどう調和させるという難しい課題。今回パリ協定が合意となった。パリ協定の仕組みは国ごとに状況に差異があるため、一律削減は無理があるとして、国ごとに削減の仕方を変えている。逆に一律にすると不公正で実効性も担保できない。レビューをして、各国が同じように努力をしているかどうかを評価していく仕組みとなっている。高度化法も同様。持てる電源、調達できる電源の状況が異なる中で、一律44%の達成を求めると結局破綻する。共同達成を可能とするなど自由化の中で逆に不公平を生じないような仕組みを担保してほしい。

1点質問だが、小売電気事業者が個社として目標を記載する際には、44%と目標を書くのか、枠組みに入る場合には20%と書いて、枠組み全体で44%となるように調整すればよいのか、教えてほしい。

自主的取組尊重は非常に重要。最終的に全体でこの数字を達成することでよいのではないか。介入しすぎることは自由化の趣旨にも反するため、最大限自主的な取組を尊重してほしい。

また、44%の目標実現は、結局原発の再稼働がどれくらい進むかにかかっている。この部分は規制の問題等、事業者の責めに追わない部分も多く出てくるため、国がサポートする体制をとってほしい。稼働が上手くいかない時には数字だけでなく、取組をしっかり評価していくことが重要。

→（事務局）実際にどういったことを記載させるかは、本日いただいたご意見を踏まえ今後様式等を考えていく。数字については毎年報告いただくものの、重要なのは非化石の拡大に向けた取組を確認すること。また、定量的な中間評価にあたっては数字を含めどのように評価を行うか、しっかり考えて行きたい。いずれにせよ、自主性を最大限尊重する方針は、判断基準案に記載している。

#### （委員等意見）

- 共同達成について、どうしても達成できないというときには、うまく協議会の中で調整していく必要があるということか。そこには国の介入がなくとも調整が可能な仕組みが作れるとよい。また、事業者の責めに帰さないときには制度を見直すところがあるが、ジャッジは難しいのではないかと。
- 国のCO2を削減したいという方向と、高度化法の取組については若干違和感がある。実施にあたってほしいことは2点。1点目は資料に記載されている精神・方針を堅持していただきたいということ。2点目は国として必要な施策を講じてほしいということ。1点目について、事業者の自主性を尊重、最大限柔軟に運用するという方針は堅持してほしい。共同達成は重要なポイント。これについても自主性を尊重してほしい。また、2点目の国が講じるべき施策として、再エネは国民負担であり、系統への影響の検討が必要。さらにはエネルギー間の競争の公平性についても考えていただきたい。バックアップ電源を正当に評価していただくということも考慮して制度を見直してほしい。なお、原発の早期再稼働が必要。実際は、現場、メーカー、協力会社等が一体になって再稼働を進めていくが、国の支援もお願いしたい。中長期の原子力の事業環境整備も更に進めていただきたい。いずれにしてもCOP21は大きな成果を上げた。我々もCO2削減の一端を担いたいが、是非これらの点についてご配慮いただきたい。
- 共同達成については、どこまで柔らかくとらえていいものかわかりにくい。協議会に参加して全社で達成ならこの趣旨に入るが、グループ会社だとどこまでか、CO2削減に貢献できるのなら、技術も評価してもらえるのか等、方向性として柔軟にということか。また、協議会のプレスリリースがあったが、自主的取組は競争市場の中で評価されるべきものであり、それが信頼を得るかは結果次第。それは2030年だけではなく、途中の取組みでどれだけ信頼を得られるかは透明性、情報開示、規律が大事。自主的取組だとその点が緩いのではとみられがち。PDCA、自主規律を外部にアピールしていくことなどは重要である。信頼性獲得に頑張っていただきたい。
- 国が理想を掲げ、強力でプッシュするのは結構だが、その政策目標達成のツールとして高度化法は、かなり限界的な法律。運用について考えたときに、自主性尊重ということであれば、共同達成を進めるべき。事業者の協議会のような取組は重要。ただ、協調が進む中、協調しない事業者がどうしてもいくのかが気になる点。
- もともと新電力は非化石2%以上が目標だった。その頃から大きく状況が変わらない中で目標が大きく変わるのには新電力にとっては厳しい。新電力がきちんと非化石電源を調達できる環境整備はしっかりしてほしい。
- 割合として44%とあるが、総量が減れば44%にこだわらなくともよいはず。総量を減らすような取組をする事業者にはインセンティブを与えてもいいのではないかと。消費者には一見関係ないようにも見えるが、皆が非化石電源を選ぶということは、そこに買い手が集まり、値段が上がることにも繋がるかもしれない。消費者が電源の内容について理解を深めることも重要。そうすると前段の議論である電源構成の開示がますます重要になる。
- そもそも小売は自由で参入・退出が許されているところ、この削減対策は中長期的な目標になっているという点で、目標と事業者とをリンクさせることは若干間隙があわない部分があるのではないかと。どこまで担保できるのかという不安がある。いずれにしても、国をあげて温室効果ガスのための対策を行うという趣旨は悪いことではないが、これを厳格にやると小売が168社も居る状況は激変する。自由化の中で運用の仕方は極めて重要。

---

#### 4. 電力分野のサイバーセキュリティ対策について（資料6）

#### （委員等意見）

- 特段意見なし。

---

## 総括

---

(事務局)

- エネルギー供給構造高度化法については、基本的にこの方針で大方ご賛同いただいたため、今後制定に向けたパブリックコメントの手続を進めていく。
- 次回開催は3月30日。時間や場所などについては、詳細が決まり次第、ホームページ等で周知させていただく。

以上

## 関連リンク

[電力基本政策小委員会の開催状況](#)

## お問合せ先

資源エネルギー庁 政策課 電力市場整備室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8591

---

最終更新日：2016年2月19日